

可児市内大森発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果に対する岐阜県知事意見

第1 総括的な事項について

- 1 本事業の工事中及び供用後において、事前に予測し得なかった著しい環境影響が生じた場合、または予測等に用いた計画諸元をやむを得ず変更する場合は、速やかに関係機関に報告を行うとともに、必要に応じて調査等を行い、関係機関と協議のうえ、適切な措置を講ずること。
- 2 本事業の工事中及び供用後における環境保全措置を的確に履行するとともに、最新の技術・工法等を積極的に採用し、さらなる環境負荷の低減に努めること。
- 3 本事業に伴う周辺への環境影響及びその保全措置について、適切な機会をとらえて地域住民等に対して丁寧に説明するとともに、環境保全に関する要望等に配慮すること。また、本事業に係る事後調査及びモニタリングの結果については、年度ごとに結果を取りまとめて公表すること。
- 4 仮置きした要対策土の場外への搬出が早期に可能となるよう、早急に、要対策土の処理・処分の具体的な方法を定めること。
- 5 中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書（平成26年8月）第10章 10-2では、「発生土置き場を計画する場合の調査及び環境影響検討項目」と記載されているが、今回（可児市内大森発生土仮置き場）の検討結果には、以下の項目の調査及び影響検討の検討書本文への記載が不十分であることから、これらの項目について、具体的な内容を記載すること。

<調査及び環境影響検討項目のうち記載が不十分なもの>

- (1) 建設機械の稼働における大気質、騒音、振動、動物、生態系及び温室効果ガスに関する調査及び影響検討の結果
- (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行における大気質、騒音、振動、動物、生態系及び温室効果ガスに関する調査及び影響検討の結果
- (3) 発生土置き場の設置及び存在における水質、動物、植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場に関する調査及び影響検討の結果

- 6 本意見書の各項目について検討のうえ、令和元年10月30日付けで提出された「可児市内大森発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果について」の記載内容を補正するとともに、本事業に関する環境保全計画書に記載する措置等に反映すること。

第2 個別の環境要素に係る事項について

1 大気質、騒音、振動

発生土置き場には、日最大160台の運搬車両が侵入し、発生土の積み下ろし作業が行われる。この車両及び作業について、調査及び影響検討を実施し、影響検討書に記載すること。

2 水質

(1) 要対策土の堆積による地下水汚染防止のために行う水質のモニタリングについて、滲出水による影響が確認できるよう、観測井の設置位置と深度及び周辺河川での調査地点を環境保全計画書において明示すること。また、頻度や期間等についても十分に検討して明示すること。

(2) 仮置き場の底版コンクリートや遮水シートに破損がないか定期的に確認するとともに、破損があった場合には速やかに補修等適切な対応を行うこと。また、大雨により集水タンクの汚水が溢水しないよう、十分な対策を講ずること。

3 土壌

仮置き終了後の有害物質による土壌汚染の調査にあたっては、あらかじめ調査方法を定め、県及び関係市に報告すること。また、有害物質による土壌汚染が確認された場合は、あらかじめ汚染土壌の管理方法及び処理・処分の具体的な措置方法を定め、県及び関係市に報告するとともに、地域住民等に説明したうえで措置を実施すること。

4 動物

発生土置き場そのものは既に改変された土地ではあるものの、運搬路を含め周辺環境は人の生活環境とは隔離された環境であると考えられることから、昆虫類に関する調査及び必要な環境保全措置を環境保全計画書に記載すること。なお、調査結果については速やかに報告すること。